

佐呂間町地域防災計画

(佐呂間町水防計画)

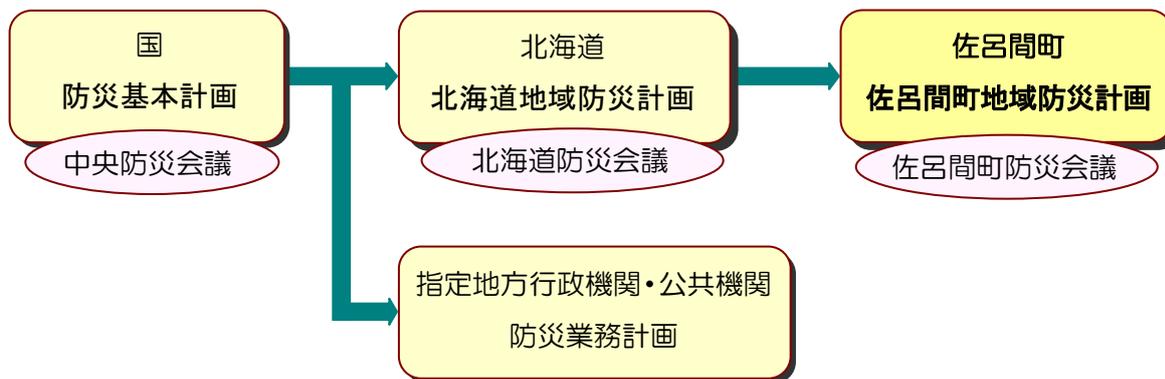
概要版



佐呂間町防災会議

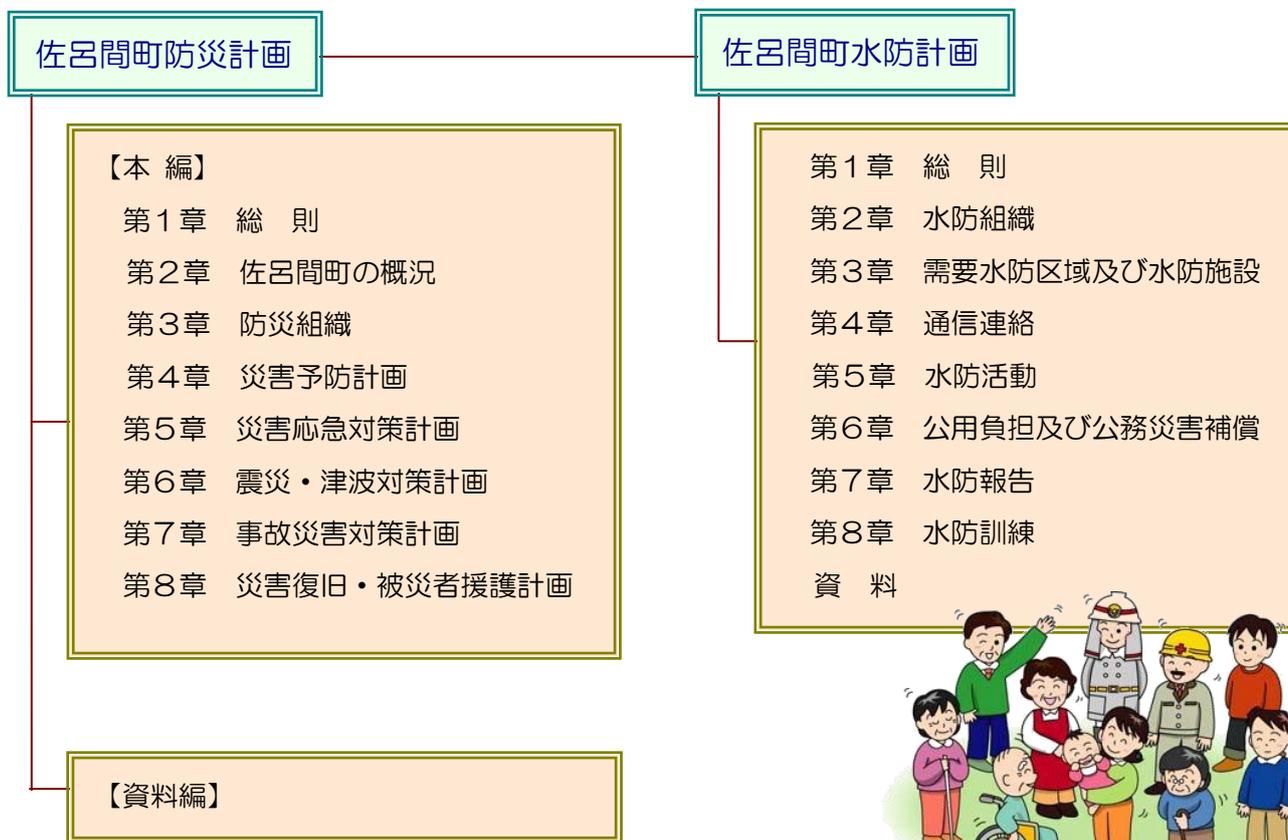
1. 佐呂間町地域防災計画とは

「佐呂間町地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき佐呂間町防災会議が作成する計画で、佐呂間町の地域に係る防災に関する予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係機関がその機能のすべてをあげて、町民の生命、身体及び財産を自然災害から保護するための各事項を定め、本町防災の万全を期することを目的としています。



2. 計画の構成

佐呂間町地域防災計画は本編と資料編をもって構成しています。また、水防法に基づき別に定める佐呂間町水防計画との調整を図っています。



3. 防災計画の概要

第1章 総則

防災関係機関等の処理すべき事務や業務の大綱、また町民や事業所の責務として、平常時の災害への備えや災害時における防災活動等の努めるべき事項などを定めています。

防災関係機関等

1. 指定地方行政機関 網走開発建設部 北海道農政事務所 網走中部森林管理署 網走海上保安署 網走地方气象台	6. 消防 遠軽地区広域組合消防本部・消防署佐呂間出張所 佐呂間町消防団
2. 自衛隊 陸上自衛隊第25普通科連隊	7. 指定公共機関 日本郵便株式会社佐呂間郵便局（町内郵便局） 東日本電信電話株式会社北海道事業部 日本放送協会北見放送局 北海道電力株式会社 佐呂間町日赤奉仕団 ほか
3. 北海道 オホーツク総合振興局（地域政策部・網走建設管理部・保健環境部紋別地域保健室） 網走農業改良普及センター遠軽支所 網走家畜保健衛生所 オホーツク教育局	8. 指定地方公共機関 遠軽医師会
4. 北海道警察 北海道警察北見方面遠軽警察署	9. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 佐呂間町農業協同組合 佐呂間漁業協同組合 常呂漁業協同組合佐呂間支所 佐呂間町森林組合 佐呂間町商工会 一般病院・医院 運送事業者 電気通信事業者 佐呂間町建設業協会 佐呂間町社会福祉協議会 佐呂間町自治会連合会 ほか
5. 佐呂間町 佐呂間町 佐呂間町教育委員会	

第2章 佐呂間町の概況

町の地勢、気象等の自然条件（気象概要～資料編）や過去に発生した災害の状況（災害履歴～資料編）を掲載しています。

第3章 防災組織

佐呂間町防災会議及び災害・事故の発生時、または発生するおそれがある場合に設置される災害対策本部の組織、所掌事務及び配備体制などを定めています。

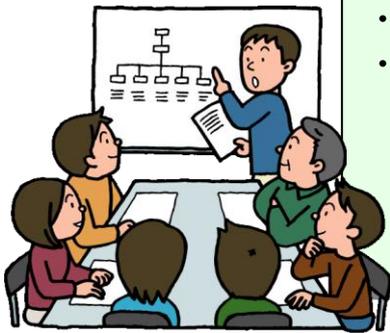
また、気象、地象及び水象等の予報、警報等の伝達方法や、これらの異常現象発見者の通報義務等に関する組織、業務等について定めています。



・町長（会長）

- ・ 網走開発建設部北見道路事務所長
- ・ 網走開発建設部遠軽開発事務所長
- ・ 網走中部森林管理署長
- ・ 網走海上保安署長
- ・ 網走地方气象台次長
- ・ 陸上自衛隊第25普通科連隊第3中隊長
- ・ オホーツク総合振興局地域政策部地域政策課主幹
- ・ オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所長
- ・ オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室長
- ・ 遠軽警察署長
- ・ 副町長
- ・ 教育委員会教育長
- ・ 遠軽地区広域組合消防署佐呂間出張所長
- ・ 消防団長
- ・ 日本郵便株式会社佐呂間郵便局長
 - ・ 東日本電信電話株式会社北海道事業部災害対策室長
 - ・ 北海道電力株式会社遠軽営業所長
- ・ 遠軽医師会長
- ・ 自治会連合会長

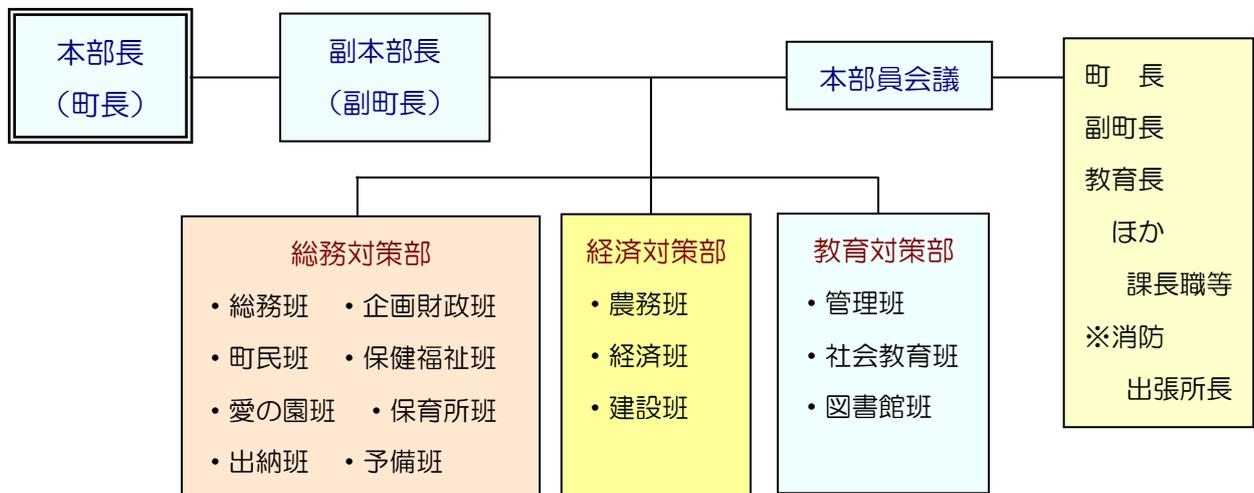
（委員19名）



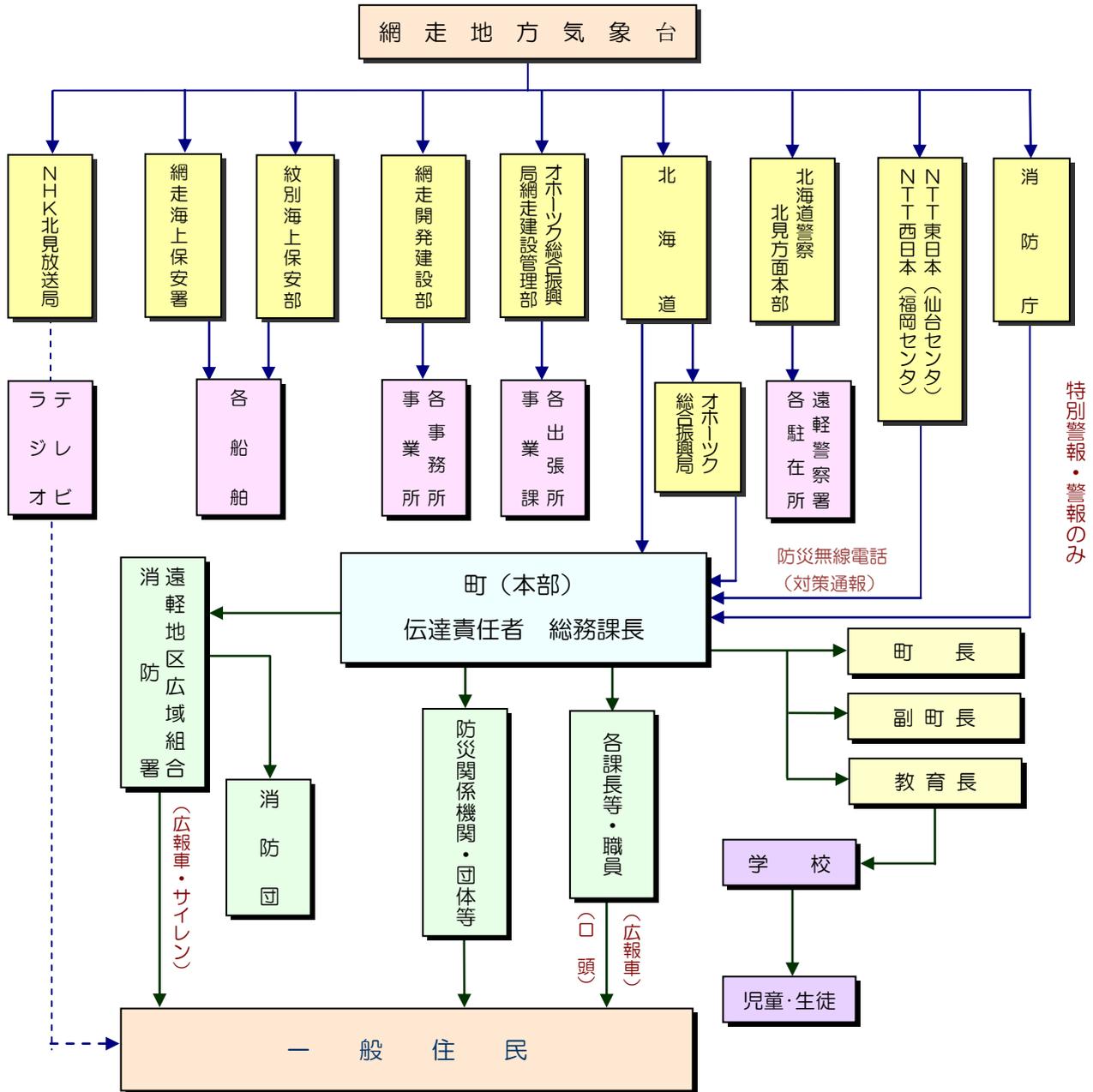
災害対策本部

佐呂間町災害対策本部条例（昭和39年）

設置基準に基づき町長が必要と認めるときに設置されます。



—— 防災気象情報の伝達系統図 —— 気象等に関する注意報、警報及び気象情報の伝達系統は次のとおりです。



—— 配備体制 —— 災害予防・応急対策のために状況に応じた配備体制をとります。

	警戒配備	第1非常配備	第2非常配備	第3非常配備
基準	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報の発表 震度4の地震発生 火災、爆発 など 	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報の発表 震度4の地震発生 津波注意報の発表 など 	<ul style="list-style-type: none"> 局地的災害の発生 震度5の地震発生 津波警報の発表 など 	<ul style="list-style-type: none"> 広域災害の発生 震度6の地震発生 大津波警報の発表 など
参集	町特別職、各課長等	各対策部班長及び総務班	各班所要人員	本部員全員
任務	情報収集・伝達	各機関との連絡調整	応急措置等の実施	災害対策業務の実施

第4章 予防計画



災害の発生を未然に防止するための防災の基礎をなす計画として、各災害に対する予防対策について定めています。

- ◆建築物災害予防
- ◆風水害予防
- ◆雪害予防
- ◆融雪災害予防
- ◆高波、高潮災害予防
- ◆土砂災害予防

風水害、豪雪や暴風雪による交通遮断等の災害、融雪による河川の出水、雪崩等の災害、高波、高潮による災害、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害、地震、火災等による建築物災害の災害発生の未然防止と被害軽減を図るため、予防対策上必要な事項を定めています。

◆防災思想の普及・啓発

防災活動の的確かつ円滑な実施に努めるため、防災関係者に対して行う防災に関する教育、研修、訓練や、一般住民に対する知識の普及・啓発等、防災に関する教育の普及推進について定めています。

◆防災訓練計画

防災に関する知識及び技術の向上と住民に対する防災知識の普及を図り、災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関との共同による防災訓練の実施に関し定めています。

◆消 防

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災、地震災害等の被害軽減を図るため、消防予防、消防力の整備や広域消防応援体制などを定めています。

具体的な消防計画は遠軽地区広域組合消防本部において定めます。

◆食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

災害発生時における住民生活を確保するため、食料、飲料水等の確保と応急対策活動を行うため、防災資機材等の整備に努めます。

◆避難体制整備

住民の生命・身体を保護するため、避難場所、避難所の確保及び整備を行います。

◆避難行動要支援者等の要配慮者対策

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等、災害時要援護者の安全確保に努めます。

◆自主防災組織の育成等

「自分たちの地域は自分たちで守る。」という精神のもと、地域住民、事業所等における自主防災体制の整備、育成に努めます。

◆積雪・寒冷対策

積雪対策と避難場所、避難路の確保に努め、積雪・寒冷期における災害の軽減に努めます。



第5章 災害応急対策計画

災害の発生、または発生するおそれがある場合に、災害発生を防御し、また応急的救助を行う等、被害の拡大を防止するため、各項目に沿って実施する応急対策について定めています。

- ◆災害情報収集・伝達 ー 災害情報、被害状況報告等の収集、伝達等について定めています。
- ◆災害通信 ー 災害時の防災関係機関相互の通信連絡について定めています。
- ◆災害広報・情報提供 ー 町民に対し正確な情報を迅速に提供し、混乱の防止に努めます。
- ◆避難対策 ー 避難措置に関する計画を定め、住民の安全、保護に努めます。
- ◆応急措置 ー 災害時において町が実施する応急措置に関し定めています。
- ◆自衛隊派遣要請等 ー 人命救助等で必要な場合に自衛隊の災害派遣要請を行います。
- ◆広域応援・受援 ー 町単独での応急対策ができない場合、道や他市町村に応援を求めます。
- ◆ヘリコプター活用 ー 災害時におけるヘリコプターの出動要請等に関し定めています。
- ◆救助救出 ー 町や救助機関の迅速な救助活動により被災者の救出に努めます。
- ◆医療救護 ー 地域医療機関が停止、混乱した場合の医療救護に関し定めています。
- ◆防疫 ー 感染症の発生予防等、被災時の防疫対策を図ります。
- ◆災害警備 ー 住民の生命や財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に努めます。
- ◆交通応急対策 ー 災害時における道路、船舶、航空交通の混乱防止に努めます。
- ◆輸送 ー 住民の避難、要員の移送や資機材、物資の迅速な輸送に努めます。
- ◆食料供給 ー 被災者や災害応急従事者等に対する食料供給について定めています。
- ◆給水 ー 生活用水の供給、給水施設等の応急復旧について定めています。
- ◆衣料、生活必需物資供給 ー 被服、寝具、生活必需品の給与等に関し定めています。
- ◆石油類燃料供給計画 ー LPガス、石油類燃料等の調達、確保に努めます。
- ◆簡易水道・下水道施設対策 ー 簡易水道・下水道施設の速やかな応急復旧に努めます。
- ◆応急土木対策 ー 公共・その他の土木施設の応急対策に関し定めています。
- ◆被災宅地安全対策 ー 被災宅地危険度判定を行い、二次災害の軽減、防止に努めます。
- ◆住宅対策 ー 住宅の応急修理や応急仮設住宅の建設等に関し定めています。
- ◆障害物除去 ー 水害、山崩れによる土砂、樹木等障害物の除去に関し定めています。
- ◆文教対策 ー 学校施設が被災した場合の教育活動の応急対策に関し定めています。
- ◆行方不明者の搜索等 ー 行方不明者の搜索や遺体の収容処理等に関し定めています。
- ◆飼養動物対策 ー 被災地の飼養動物の取扱いについて定めています。
- ◆応急飼料 ー 家畜飼料の応急対策に関し定めています。
- ◆廃棄物処理等 ー 被災地のごみ、し尿の収集、死亡獣畜の処理等に関し定めています。
- ◆防災ボランティアとの連携 ー 各種ボランティア等との連携に関し定めています。
- ◆労務供給 ー 応急対策に必要な要員の確保、労働者の雇用等に関し定めています。
- ◆職員派遣 ー 必要により指定地方行政・指定公共機関等の職員派遣を要請します。
- ◆災害救助法の適用 ー 救助法を適用し実施する応急救助活動に関し定めています。

第6章 震災・津波対策計画

町に被害を及ぼす地震として、太平洋側では北海道東部、内陸では釧路北部一帯を震源とする地震を想定し、これらの地震、津波の発生により及ぼされる被害の拡大防止を図るための町及び関係機関による対策等を定めています。



◆災害予防

○住民の心構え

平常時からの災害に対する備えや、家庭、職場等における必要な措置を定めています。

○地震・津波に強いまちづくりの推進

施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進します。

○地震、津波に関する防災知識の普及、啓発

防災関係職員に対し、地震（津波）防災に関する教育、研修等を実施するとともに、住民に対する地震防災知識の普及・啓発を図ります。

○防災訓練計画

防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災組織の普及、啓発を図ります。

○食料等の調達・防災資機材等整備、避難体制整備、避難行動要支援者対策等

第4章「災害予防計画」の各計画を準用し、各々の規定に基づく対策を推進します。

○自主防災組織の育成等

第4章「災害予防計画」の「自主防災組織の育成等に関する計画」を準用し、地域住民、事業所等による自主防災組織の設置、育成を推進します。



○津波・火災予防

津波災害や地震に起因して発生する火災の拡大防止に関する事項を定めています。

○危険物・建築物・土砂・液状化等災害予防

地震時における火薬類、危険物等による災害発生、建築物等の防御、土砂災害、地盤の液状化災害の予防に関する事項を定めています。

◆災害応急対策

○応急活動体制

町、防災関係機関の連携と災害対策本部の速やかな設置など、応急活動体制を確立し、災害応急対策を円滑に実施します。

○地震・津波情報の伝達

地震・津波情報の正確な伝達のため、警報等の種類や伝達系統について定めています。

○その他の対策等

その他、第5章「災害応急対策計画」を準用し、地震（津波）災害時における各々の規定に基づく災害応急対策を推進します。

第7章 事故災害対策計画

大規模な海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害など、近年の多様な社会構造の変化により発生する事故災害等に対する予防及び応急対策について定めています。

◆海上災害対策

○海難対策

船舶の衝突、乗揚、転覆などによる遭難者、行方不明者、死傷者の発生など、海難による被害軽減を図るための予防、応急対策について定めています。

○流出油等対策計画

海難事故により船舶から油等が大量に流出し、海洋汚染、火災等が発生した場合の被害軽減を図るための予防、応急対策について定めています。

◆航空災害対策

航空機の墜落炎上等による大規模事故の拡大防御と、被害軽減を図るための予防、応急対策について定めています。

◆道路災害対策

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により大規模な救急活動、消火活動が必要となった場合の初動体制の確立、被害軽減を図るため、町及び関係機関が実施する各種予防、応急対策を定めています。

◆危険物等災害対策 ◆大規模な火事災害対策 ◆林野火災対策

危険物等の漏えい、流出、火災、爆発等により死傷者が多発する等の災害、大規模な火事災害、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生した場合の被害軽減を図るため、町及び関係機関が実施する各種予防、応急対策を定めています。

林野火災にあっては、「佐呂間町林野火災予消防対策協議会」との連携を図ります。

第8章 災害復旧計画・被災者援護計画

◆災害復旧計画

災害が発生した際の速やかな被災施設の復旧、被災者に対しての適切な援護など、被災地の復興について定めています。

◆被災者援護計画

被災者台帳の作成や台帳情報の利用・提供、融資・貸付による金融支援、災害義援金の募集及び配分について定めています。

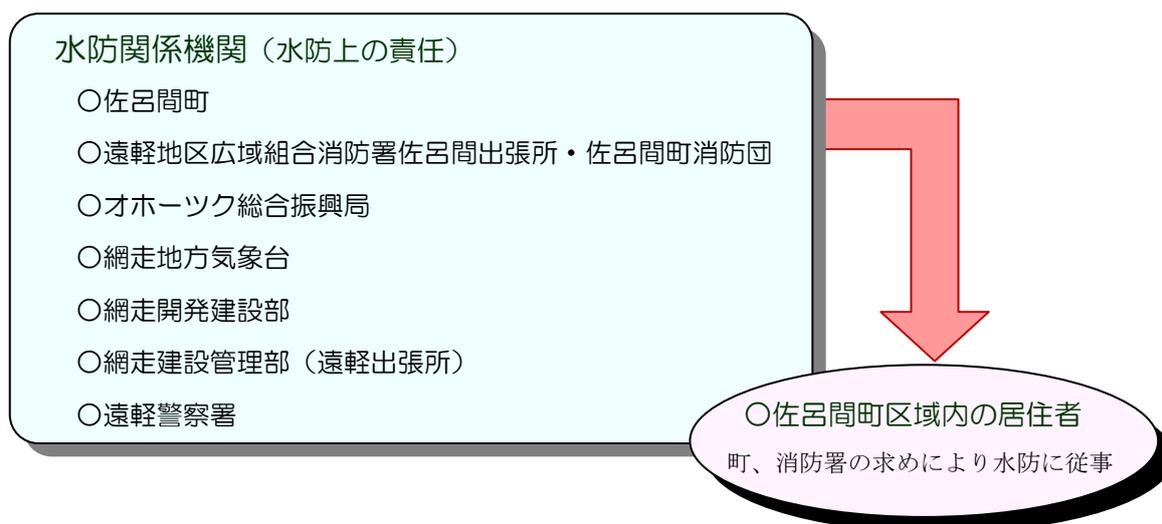


4. 水防計画の概要

第1章 総則

「佐呂間町水防計画」は、水防法に基づき洪水、高潮、その他による水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減することを目的としています。

町をはじめ水防に関係のある機関及び一般住民等の水防上の責任の大綱を明らかにするとともに、水防の円滑な事務を推進するための必要な事項を規定しています。



第2章 水防組織

水防事務の統括は役場総務課が行い、洪水、高潮、その他による水災の発生、または発生するおそれがあるときは、「佐呂間町地域防災計画」に定める災害対策本部を準用し、その事務を処理するものとします。

また、消防機関の組織、水防分担区域は、遠軽地区広域組合消防本部及び消防署の定めにより水防活動にあたるものとし、緊急の必要があるときは、隣接市町村や警察官への協力応援や自衛隊の派遣を求めることとしています。



第3章 重要水防区域及び水防施設

町内河川等の重要水防箇所を定めるとともに、佐呂間別川が氾濫した場合の浸水想定区域をハザードマップに掲載することを定めています。（佐呂間町洪水ハザードマップ 平成22年3月作成）

また、町の区域内に設置されている雨量水位観測所、水防資器材の備蓄、水防用土砂の堆積・採取や樋門、樋管の捜査など水防施設に関する必要な事項を定めています。

第4章 通信連絡

雨量・水位観測所における観測雨量、水位の通報、連絡や水防活動用気象予警報の通信連絡について、基準や系統を定めるとともに、高齢者、障がい者をはじめ防災上の配慮を要する者が利用する施設への洪水予報等の伝達などについて定めています。

第5章 水防活動

水防警報を受けたとき、または洪水や高潮による危険が予想されるときからその危険が解消されるまでの間の非常配備体制を規定するとともに、「佐呂間町地域防災計画」に基づく災害対策本部の設置と非常配備体制による事務処理などについて定めています。

- ◆水防非常配備体制 ー 水防警報を受けたときの非常配備基準を規定しています。
- ◆監視及び警戒 ー 巡視責任者による巡視等、監視・警戒について定めています。
- ◆警戒区域 ー 警戒区域の設置と区域内の立入制限等の措置について定めています。
- ◆水防作業 ー 水防作業における迅速的確な作業の実施について定めています。
- ◆決壊通報 ー 堤防等が決壊したときの通報系統を定めています。
- ◆避難及び立退き ー 居住者への立退き、避難指示などを定めています。
- ◆非常輸送 ー 資機材、人員等の輸送は、「佐呂間町地域防災計画」を準用します。
- ◆水防信号 ー 北海道知事が定める水防信号を掲載しています。
- ◆水防標識及び立入検査証 ー 水防標識・立入検査証を掲載しています。

第6章 公用負担及び公務災害補償

水防時における公用負担の権限の行使と損失補償、また水防従事者の公務災害補償について必要な事項を規定しています。



第7章 水防報告

水防時における水防活動の実施報告(オホーツク総合振興局長への報告)について、必要な事項を規定しています。

第8章 水防訓練

消防機関の職員及び団員に対し、毎年1回以上水防訓練を実施することを定めています。

平成23年 1月 作成

平成24年11月 一部変更

平成26年 5月 一部変更

平成27年 1月 一部変更

問い合わせ先 佐呂間町役場 総務課 総務係

TEL 01587-2-1211

FAX 01587-2-3368

E-mail soumu@town.saroma.hokkaido.jp